

1 どうして条例が必要なのか

男女が、個人としてひとしく尊重され、いろいろな分野でいきいきと活動できる魅力あふれるまちの実現に向けて、これまで、京都市は、さまざまな取組を進めてきました。しかし、依然として多くの課題が残されており、今後も、男女が、男女平等の理念に立って、お互いを大切にしながら協力し合い、社会のあらゆる場面で共に個性と能力を発揮できる男女共同参画を進める必要があります。



そこで、京都市では、長い歴史と伝統に育まれた京都の特性を生かし、市民・事業者の皆さんと力を合わせて男女共同参画をより一層進めるために、この条例を制定しました。

2 基本となる考え方はどのようなことですか

男女共同参画を進めるための6つの基本理念を定めました。(第2条)

基本理念

1 個人の尊重

男女が、性別によって差別されることなく、個人として尊重されるようにしていきましょう。

2 安心して継続できる職業生活

男女が、仕事をするうえで、性別によって不利な扱いをされることなく、共に安心して働き続けられるようにしていきましょう。

3 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が、家庭生活において、お互いに協力し、仕事やさまざまな社会活動と両立できるようにしていきましょう。

4 性の理解・尊重

男女が、お互いの性を理解し、尊重するようにしていきましょう。

5 政策等の立案や決定への共同参画

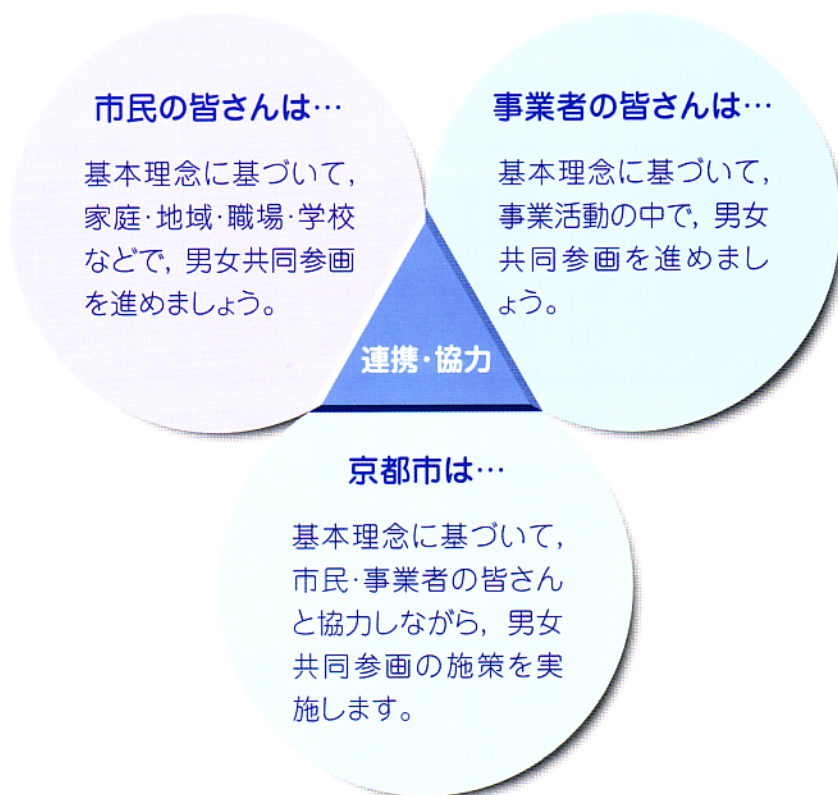
男女が、それぞれの能力を発揮できるチャンスを与えられ、いろいろな方針の決定に参画できるようにしていきましょう。

6 国際的協調

男女共同参画を進める国際社会の取組と協調していきましょう。

3 わたしたちにできることは何ですか

男女共同参画を進めるために、市民・事業者の皆さん、そして京都市が担っていく役割を定めています。(第3条～第5条)



4 どのようなことに気をつけないといけないのですか

男女共同参画を妨げないように、気をつけることがらを定めています。(第8条, 第9条)

性別による人権侵害の禁止(第8条)

どのような場合であっても、次のような性別による人権侵害は行ってはなりません。

- 性別によって差別すること
- 性的なふるまいや言葉によって他の人を不快にさせること
(セクシュアル・ハラスメント)
- 夫婦間で暴力をふるうこと など

広告物の表現の配慮(第9条)

公共の場所に掲げるポスターなどの広告物は、性別による人権侵害をおおる表現や、度を越した性的な表現を用いないように配慮しましょう。



5 京都市はどのような取組を進めるのですか

男女共同参画を進めるために、京都市が実施する施策などを定めています。(第6条,第7条,第10条～第24条)

男女共同参画計画(第10条)

市民・事業者の皆さんや男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画を進めるための計画をつくります。

施策の策定等に当たっての配慮(第11条)

男女共同参画の推進にかかわる施策については、基本理念に配慮します。

市民等の理解を深めるための措置(第12条)

市民・事業者の皆さんに、基本理念についての理解を深めていただけるように広報します。

性別による人権侵害の防止等(第13条)

性別による人権侵害の防止と被害を受けた人の支援に努めます。

家庭生活における活動と職業生活等における活動との両立(第14条)

家庭と仕事の両立支援を進めます。

雇用における平等な機会及び待遇の確保等(第15条)

男女の平等な雇用管理のために事業者の皆さんが自主的に
行う取組を支援します。

政策等の立案から決定までの過程における男女共同参画(第16条)

京都市の審議会等における男女の委員数の均衡など、男女が共にいろいろな
決定に参画できるよう支援に努めます。

基本的施策



教育及び学習の振興(第17条)

男女共同参画についての教育や学習の振興を図ります。

妊娠及び出産に係る健康の保持増進(第18条)

男女の性についての相互理解や、妊娠・出産についての健康の保持増進を支援します。

市民等の活動に対する支援(第19条)

市民の皆さんによる男女共同参画を進める活動を支援します。

調査研究(第20条)

大学などと連携しながら、男女共同参画についての調査や研究を行います。

苦情等の処理(第21条)

次のことがらに関する苦情、相談、意見などに適切に対応していくためのしくみづくりを進めます。

- 性別による人権侵害と認められる行為
- 男女共同参画にかかわる京都市の施策

このような男女共同参画社会をめざしましょう

家庭では…



家族の一員として、男女がお互いに助け合っていきましょう。

地域では…



男女が協力して、地域の活動を進めていきましょう。

職場では…



男女が共に能力を発揮できる職場環境をつくっていきましょう。

学校では…



子どもひとりひとりの個性を伸ばしていきましょう。

【発行】 京都市 文化市民局 男女共同参画推進課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3091 FAX 075-222-3223

<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/danjo/>

E-mail : danjo@city.kyoto.jp